



長野県報

2月17日(木)
平成23年
(2011年)
第2242号

目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課土地対策室）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件の変更予定（森林づくり推進課）	3
公共測量の終了（建設政策課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	3
学校教育法に基づく技能教育のための施設の指定（高校教育課）	3

公 告

企画提案公募（プロポーザル）（情報統計課）	4
一般競争入札（管財課）	4
一般競争入札（2件）（食品・生活衛生課）	5
企画提案公募（プロポーザル）（産業政策課）	7
一般競争入札（住宅課）	7
宅地建物取引業法に基づく業務の全部の停止（建築指導課）	8
一般競争入札（管財課）	8
一般競争入札（3件）（健康福祉政策課）	9
一般競争入札（道路管理課）	12
一般競争入札（3件）（総務課）	13
一般競争入札（医療推進課）	15
一般競争入札（地域福祉課）	16
一般競争入札（農業技術課）	17
一般競争入札（2件）（高校教育課）	18



長野県告示第77号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成23年2月17日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

長野県厚生農業協同組合連合会

2 事業の種類

長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院附属若穂病院
増改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野市若穂綿内字田中地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院附属若穂病院
増改築事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第24号に掲げる医療法による公的医療機関に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である長野県厚生農業協同組合連合会では、
経営管理委員会において施設整備について承認されており、また
事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院附属若穂病院（以下「当病院」という。）は、診療科目11科を標榜し、
医療療養病床数60床を有する病院として、平成19年4月に長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院の附属病院として設置された。

現在、外来診療では、開院時からの内科、小児科、脳神経外科、泌尿器科等に加えて、心療内科及び循環器内科の新設、

内科医の増員等を行ったことから、診療室数が不足し、診療に支障を来たしている。

入院診療では、在宅復帰のためのリハビリテーションを中心に行っているが、医療療養病床60床が常時満床の状態で、入院待機者等が多く発生し、高齢化の進展による入院需要の増加に応えられない状況となっている。

また、通所リハビリテーションでは、1日約20名を受け入れて、要支援・要介護の状態の悪化を防止し、自立した日常生活を送るための身体機能等の維持向上を図るためにサービスを行っているが、高齢化の進展により年々高まる需要に対応するための受入スペースの確保が課題となっている。

本件事業は、これらの課題を解決するため、現病院の隣接地に新たに適正な規模の用地を取得し、当病院の施設増築整備を行うものである。本件事業の実施により、外来診察可能者数の増加、外来診察の待ち時間の短縮、入院待機者の解消、通所リハビリテーションの受入体制の拡充等が図られるものと認められる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地は、周辺に民家は少なく、四方を道路に囲まれた土地であることから、地域住民の生活環境への影響は少ないものと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、当病院は、診療室数の不足による支障、多数の入院待機者等の発生、需要に対応できる通所リハビリテーションスペースの確保等の課題を抱えており、これらを解消するため、本件事業は早期の整備が必要となっている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長野市役所行政資料コーナー

企画課土地対策室

長野県告示第78号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡天龍村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
天龍村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第79号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡筑北村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第80号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡筑北村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第81号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第82号

岡谷市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年2月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(空中写真撮影)
- 2 作業期間
平成22年4月1日から平成23年1月27日まで
- 3 作業地域
岡谷市

建設政策課

長野県告示第83号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成23年2月15日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成23年2月17日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
中野西高等学校 P T A	中野市西条544-1	中野市西条544-1 中野西高等学校

会計課

長野県教育委員会告示第1号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条の規定により技能教育のための施設を次のように指定しました。

平成23年2月17日

長野県教育委員会

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 K T C中央高等学院 松本キャンパス
 - (2) 所在地 松本市中央2-1-24 五幸本町ビル3階
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎 商品と流通 商業技術	ビジネス基礎 商品と流通 商業技術

- 3 指定日

平成23年2月10日

高校教育課